



インド債券オープン(毎月決算型)

販売用資料

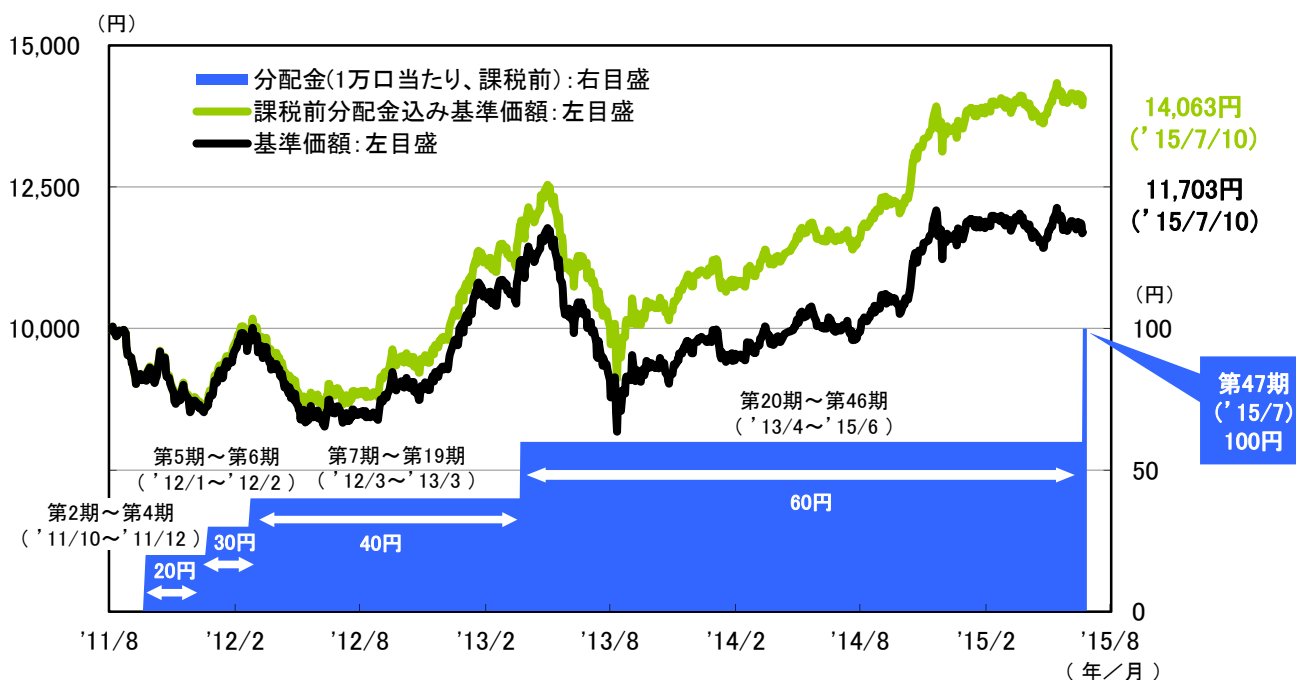
分配金のお知らせ

作成基準日:2015年7月10日

平素は「インド債券オープン(毎月決算型)」をご愛顧賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、この度、当ファンドの第47期決算(2015年7月10日)の分配金を100円(1万口当たり、課税前)といたしました。基準価額が上昇したことなどが分配金を引き上げた主な要因です。

設定来の基準価額等と分配金の推移(当初設定日:2011年8月19日~2015年7月10日)



上記は、あくまで過去の実績であり、将来の投資成果をお約束するものではありません。
課税前分配金込み基準価額は、基準価額に設定来の課税前分配金累計を加算したものです。
将来の収益分配金の支払いおよびその金額について保証するものではなく、委託会社の判断により、分配を行わない場合もあります。第1期(2011年9月)の決算時は分配を行いませんでした。

Q1. なぜ分配金を引き上げたのですか？

分配金を引き上げた主な理由は、下記2点です。

①基準価額の上昇

2014年以降、インド準備銀行(RBI、中央銀行)の追加金融緩和や原油価格の下落などを背景に、国債金利は低下基調にあります。加えて、モディ政権への構造改革期待や日銀の追加金融緩和などを受け、インド・ルピーが対円で上昇したことなどから基準価額は上昇し、2015年6月2日には設定来の最高値を更新しました。

②分配対象額の増加

基準価額の上昇などにより、各期末時点における分配金支払後の分配対象額は増加傾向にあり、第47期決算前の分配対象額は、2,369円(1万口当たり)となりました(次ページご参照)。

当ファンドでは、分配方針として分配対象額の範囲を経費控除後の配当等収益と売買益(評価益を含みます)等の全額と定め、分配金は基準価額水準や市況動向等を勘案して決定しており、上記2点を受けて分配余力が高まっていると判断し、分配金を引き上げることといたしました。



インド債券オープン(毎月決算型)

販売用資料

分配金のお知らせ

作成基準日:2015年7月10日

直近6ヵ月間の分配対象額の推移(第42期～第47期)

		第42期 (2015/2)	第43期 (2015/3)	第44期 (2015/4)	第45期 (2015/5)	第46期 (2015/6)	第47期 (2015/7)
期中収益に 該当 する部分	① 配当等収益	49円	50円	68円	66円	60円	53円
	① 配当等収益 (経費 ^{※1} 控除後)	45円	46円	60円	49円	58円	37円
	有価証券売買益・評価益	139円	153円	67円	(▲420円)	361円	(▲123円)
	② 有価証券売買益・評価益 (経費 ^{※1} 控除後) ^{※2}	0円	117円	59円	0円	0円	0円
期中収益に 該当 しない部分	③ 分配準備積立金	1,482円	1,455円	1,526円	1,562円	1,537円	1,530円
	④ 収益調整金 ^{※3}	712円	724円	757円	781円	798円	802円
決算前 分配対象額		2,239円	2,342円	2,402円	2,393円	2,392円	2,369円
分配金(1万口当たり、課税前)		60円	60円	60円	60円	60円	100円
決算後 分配対象額		2,179円	2,282円	2,342円	2,333円	2,332円	2,269円
分配落ち後基準価額		11,787円	11,915円	11,974円	11,542円	11,889円	11,703円

※1 経費(信託報酬、監査費用等)は、配当等収益と有価証券売買益・評価益から按分控除されます。有価証券売買益・評価益がマイナスの場合は、配当等収益からのみ控除されます。

※2 有価証券売買益・評価益がマイナスの場合は期末に繰越欠損金として計上され、プラスの場合は前期までの繰越欠損金を補填し、収益分配金支払い後、分配準備積立金に積立てられます。上記では、前期からの繰越欠損金がある場合、繰越欠損金補填後の金額を表記しています。

※3 収益調整金とは、追加設定があった際に既存受益者と新規受益者との間に不公平が発生しないよう調整するための勘定です。

上記は、あくまで過去の実績であり、将来の投資成果をお約束するものではありません。また、各項目ごとに円未満は四捨五入してあります。将来の収益分配金の支払いおよびその金額について保証するものではなく、委託会社の判断により、分配を行わない場合もあります。

Q2. 今後のインドの債券・為替市場をどのようにみていますか？

《債券市場の見通し》

インフレ率の低下などを背景にインド準備銀行は、2015年に入ってから半年間で3度の利下げを実施するなど金融緩和姿勢を取り続けており、債券相場の安定と経済成長の下支えに寄与しています。また、インド政府は経済改革と財政健全化を進めていることから、債券市場は安定的な推移が予想されます。

《為替市場の見通し》

今後もモディ政権は税制などの構造改革や経済成長を推進していくと見込まれ、経済成長期待などを背景にインド・ルピーの中長期的な上昇が期待されます。

《今後の運用方針》

債券市場は安定的に推移するとの見通しから、デュレーションは6.0年程度を維持する方針です。また、インドの国内債券投資枠を活用した運用を継続します。インド・ルピー建以外の債券に投資した場合には、原則として、実質的にインド・ルピー建となるように直物為替先渡取引(NDF)等を行います。

上記は作成時点における市場環境もしくは運用方針等について記載したものであり、将来の市場環境の変動等により当該運用方針が変更される場合があります。



インド債券オープン(毎月決算型)

販売用資料

分配金のお知らせ

作成基準日:2015年7月10日

ファンドに係るリスクについて

基準価額は、組入有価証券等の値動きや為替相場の変動等により上下します。また、組入有価証券の発行者の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の影響を受けます。

したがって、投資信託は預貯金と異なり、投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。運用による損益はすべて投資者の皆様へ帰属します。ファンドの基準価額の変動要因としては、主に「為替変動リスク」、「金利変動リスク」および「信用リスク(デフォルト・リスク)」等があります。

※くわしくは投資信託説明書(交付目論見書)の「投資リスク」をご覧ください。

ファンドの目的・特色

【ファンドの目的】

安定したインカムゲインの確保と信託財産の成長を目指して運用を行います。

【ファンドの特色】

1 インドの公社債、および国際機関債を主要投資対象とします。

■当ファンドの主要投資対象

	インドの公社債	国際機関債
概要	国債、政府機関債、社債等をいいます。 ※社債については、インドの企業が発行する社債のほか、次のものを含みます。 ・インドの企業が原則として100%出資する企業(以下「子会社」といいます。)が発行する社債 ・子会社が原則として100%出資する企業(当該企業も子会社とみなします。)が発行する社債	国の枠組みに関わらず設立された国際機関が発行する債券をいいます。
発行体の所在地	インド ※子会社については、インドに限りません。	世界各国

- ◆ 債券の組入比率は、原則として高位を保ちます。
- ◆ インド・ルピー建債券のほか、米ドル建債券にも投資します。
- 米ドル建債券に投資した場合には、原則として、実質的にインド・ルピー建となるように為替取引を行います。

重大な投資環境の変化が生じた場合には、信託財産の保全の観点から、委託会社の判断により主要投資対象への投資を大幅に縮小する場合があります。

2 債券からの安定したインカムゲインの確保および信託財産の成長を目指します。

- ◆ インドの公社債を中心に投資を行います。流動性・信用力等を考慮し、国際機関債にも投資を行います。
 ※外国機関投資家がインドの債券市場においてインド・ルピー建のインドの公社債に投資を行う場合、投資ライセンス等を取得する必要があるほか、外国機関投資家等からの総投資額が一定限度額を超えた場合には入札による投資可能枠の獲得等が必要となります。(平成27年2月末現在)
 投資可能枠の獲得状況や利用状況、インドの債券市場における取引規制の変更等によっては、当ファンドの国際機関債への投資割合が高くなる場合があります。
 また、市況動向・資金動向等によっても、国際機関債への投資割合が高くなる場合があります。
- ◆ 原則として、対円での為替ヘッジは行いません。
- ◆ 社債については、レリゲア・インベスコ・アセット・マネジメンツ・カンパニー・プライベート・リミテッドのアドバイスを受け、運用を行います。
 レリゲア・インベスコ・アセット・マネジメンツ・カンパニー・プライベート・リミテッドは、インドに拠点を置く資産運用会社です。

投資対象国・地域における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等の場合をいいます。)の発生を含む市況動向や資金動向、残存信託期間等の事情によっては、特色1、特色2のような運用ができない場合があります。

3 毎月決算を行い、収益の分配を行います。

- ◆ 毎月10日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、収益分配方針に基づいて分配を行います。

収益分配方針

- ・分配対象額の範囲は、経費控除後の配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- ・委託会社が基準価額水準、市況動向、残存信託期間等を勘案して、分配金額を決定します。(ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わない場合もあります。)

将来の収益分配金の支払いおよびその金額について保証するものではなく、委託会社の判断により、分配を行わない場合もあります。後記「収益分配金に関する留意事項」をご覧ください。

■ファンドのしくみ:ファミリーファンド方式により運用を行います。

ファミリーファンド方式とは、受益者から投資された資金をまとめた投資信託をベビーファンドとし、その資金の全部または一部をマザーファンドに投資して、マザーファンドにおいて実質的な運用を行う仕組みです。



インド債券オープン(毎月決算型)

販売用資料

分配金のお知らせ

作成基準日：2015年7月10日

収益分配金に関する留意事項

◆ 投資信託(ファンド)の分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。なお、分配金の有無や金額は確定したものではありません。

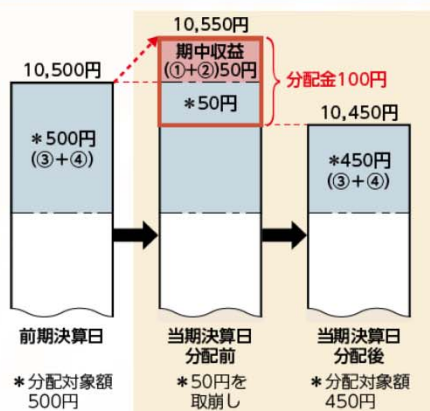
投資信託から分配金が支払われるイメージ



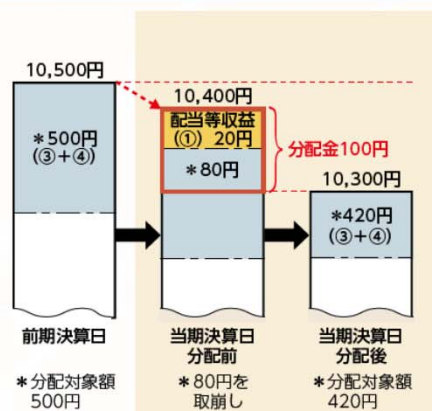
◆ 分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。
また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

計算期間中に発生した収益を超えて、分配金が支払われる場合

前期決算日から基準価額が上昇した場合(イメージ)



前期決算日から基準価額が下落した場合(イメージ)



分配金は、収益分配方針に基づき、以下の分配対象額から支払われます。

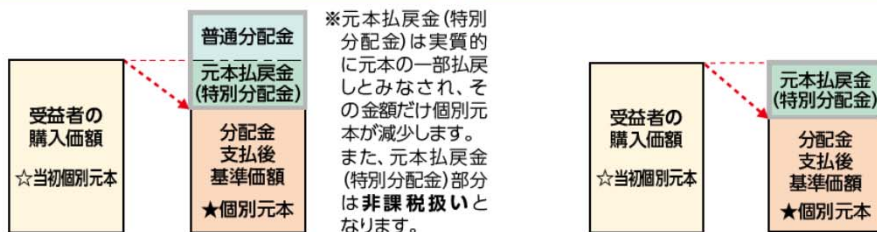
期中収益に該当する部分：①配当等収益(経費控除後) ②有価証券売買益・評価益(経費控除後)
 期中収益に該当しない部分：③分配準備積立金 ④収益調整金

上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

◆ 受益者のファンドの購入価額(個別元本)によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。
 ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりりが小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合

分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



普通分配金：個別元本(受益者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金)：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の受益者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

(注) 普通分配金に対する課税については、投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。



インド債券オープン(毎月決算型)

販売用資料

分配金のお知らせ

作成基準日:2015年7月10日

投資リスク

●為替変動リスク

当ファンドは、実質的にインド・ルピー建資産(米ドル建資産については、原則として、実質的にインド・ルピー建となるように為替取引を行います。)に投資します。そのため、インド・ルピーが円に対して強く(円安に)なれば当ファンドの基準価額の上昇要因となり、弱く(円高に)なれば当ファンドの基準価額の下落要因となります。

●金利変動リスク

投資している債券の発行通貨の金利水準が上昇(低下)した場合には、一般的に債券価格は下落(上昇)し、当ファンドの基準価額の変動要因となります。当ファンドは、インド・ルピー建および米ドル建の債券に投資を行うため、インドおよび米国の金利の変動の影響を受けます。

また、組入債券の残存期間や利率等も価格変動に影響を与えます。例えば、金利水準の低下を見込んで残存期間が長い債券の組入比率を大きくしている場合等には、金利変動に対する債券価格の感応度が高くなり、当ファンドの基準価額の変動は大きくなります。

●信用リスク(デフォルト・リスク)

発行体の債務返済能力等の変化等による格付け(信用度)の変更や変更の可能性等により債券価格が大きく変動し、当ファンドの基準価額も大きく変動する場合があります。また、投資している有価証券等の発行会社の倒産、財務状況または信用状況の悪化等の影響により、当ファンドの基準価額は下落し、損失を被ることがあります。一般的に、新興国が発行する債券は、先進国が発行する債券と比較して、デフォルト(債務不履行および支払遅延)が生じるリスクが高いと考えられます。デフォルトが生じた場合または予想される場合には、債券価格は大きく下落する可能性があります。なお、このような場合には、流動性が大幅に低下し、機動的な売買が行えないことがあります。

●流動性リスク

有価証券等を売却あるいは購入しようとする際に、買い需要がなく売却不可能、あるいは売り供給がなく購入不可能等となるリスクのことをいいます。例えば、市況動向や有価証券等の流通量等の状況、あるいは当ファンドの解約金額の規模によっては、組入有価証券等を市場実勢より低い価格で売却しなければならないケースが考えられ、この場合には当ファンドの基準価額の下落要因となります。

一般的に、新興国の債券は、高格付けの債券と比較して市場規模や証券取引量が小さく、投資環境によっては機動的な売買が行えないことがあります。社債は、国債と比較して市場規模が小さく流動性が低い傾向にあるため、投資環境によってはより機動的な売買が行えないことがあります。

●カントリー・リスク

債券の発行国・地域の政治や経済、社会情勢等の変化(カントリー・リスク)により金融・証券市場が混乱して、債券価格が大きく変動する可能性があります。

新興国のカントリー・リスクとしては主に以下の点が挙げられます。

- ・先進国と比較して経済が一般的に脆弱であると考えられ、経済成長率やインフレ率等の経済状況が著しく変化する可能性があります。
- ・政治不安や社会不安、他国との外交関係の悪化により海外からの投資に対する規制導入等の可能性があります。
- ・海外との資金移動に関する規制導入等の可能性があります。
- ・先進国とは情報開示に係る制度や慣習等が異なる場合があります。

この結果、新興国債券への投資が著しく悪影響を受ける可能性があります。

上記のリスクは主なりリスクであり、これらに限定されるものではありません。

くわしくは投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

■その他の留意点

- ・外国機関投資家がインドの債券市場においてインド・ルピー建のインドの公社債に投資を行う場合、投資ライセンス等を取得する必要があるほか、外国機関投資家等からの総投資額が一定限度額を超えた場合には入札による投資可能枠の獲得等が必要となります。(平成27年2月末現在)

投資可能枠の獲得状況や利用状況、インドの債券市場における取引規制の変更等によっては、当ファンドの国際機関債への投資割合が高くなる場合があります。

また、市況動向・資金動向等によっても、国際機関債への投資割合が高くなる場合があります。

- ・当ファンドでは、外国為替予約取引と類似する直物為替先渡取引(NDF)を利用する場合があります。直物為替先渡取引(NDF)の取引価格は、外国為替予約取引とは異なり、需給や当該通貨に対する期待等により、金利差から理論上期待される水準とは大きく異なる場合があります。この結果、基準価額の値動きは、実際の当該通貨の為替市場の値動きから想定されるものと大きく乖離する場合があります。



インド債券オープン(毎月決算型)

販売用資料

分配金のお知らせ

作成基準日:2015年7月10日

手続・手数料等

お申込みの際は、必ず投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

■お申込みメモ

【購入時】

- 購入単位 販売会社が定める単位
- 購入価額 購入受付日の翌営業日の基準価額

【換金時】

- 換金単位 販売会社が定める単位
- 換金価額 換金受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額*を差引いた価額
*換金受付日の翌営業日の基準価額に0.3%をかけた額とします。
- 換金代金 原則として、換金受付日から起算して5営業日目から、販売会社にてお支払いします。

【申込について】

- 申込不可日 インドの銀行、インドの金融商品取引所、ニューヨークの銀行、ニューヨーク証券取引所のいずれかが休業日の場合には、購入・換金はできません。
- 換金制限 当ファンドの資金管理を円滑に行うため、原則として1日1件5億円を超える換金はできません。

【その他】

- 信託期間 平成33年8月10日まで(平成23年8月19日設定)
 - 繰上償還 当ファンドの受益権の総口数が、当初設定時の10分の1または10億口を下回ることとなった場合等には、繰上償還されることがあります。
 - 決算日 毎月10日(休業日の場合は翌営業日)
 - 収益分配 毎月(年12回)、収益分配方針に基づいて分配を行います。
 - 課税関係 販売会社との契約により再投資することも可能です。課税上の取扱いは株式投資信託となります。公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」の適用対象です。くわしくは、販売会社にお問い合わせください。
- ※配当控除および益金不算入制度の適用はありません。

■ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	購入受付日の翌営業日の基準価額に対して、 上限3.24%(税込)(上限3.00%(税抜)) がかかります。(購入される販売会社により異なります。くわしくは、販売会社に確認してください。)
信託財産留保額	換金受付日の翌営業日の基準価額に 0.3% をかけた額とします。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用(信託報酬)	日々の純資産総額に対して、 年率1.62%(税込)(年率1.50%(税抜)) をかけた額とします。
その他の費用・手数料	監査費用、有価証券等の売買・保管、信託事務にかかる諸費用等についても当ファンドが負担します。監査費用は、日々の純資産総額に対して、 年率0.00432%(税込)(年率0.00400%(税抜)) 以内をかけた額とします。 ※監査費用以外のその他の費用・手数料については、売買条件等により異なるため、あらかじめ金額または上限額等を記載することはできません。

※運用管理費用(信託報酬)および監査費用は、日々計上され、毎決算時または償還時に当ファンドから支払われます。
※上記の費用(手数料等)については、保有金額または保有期間等により異なるため、あらかじめ合計額等を記載することはできません。

委託会社およびファンドの関係法人

- 委託会社 三菱UFJ国際投信株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第404号
加入協会:一般社団法人投資信託協会
一般社団法人日本投資顧問業協会
- 受託会社 三井住友信託銀行株式会社
(再信託受託会社:日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社)
- 投資顧問会社 レリゲア・インベスコ・アセット・マネジメント・カンパニー
プライベート・リミテッド

- 販売会社 販売会社の照会先は以下の通りです。
三菱UFJ国際投信株式会社
TEL 0120-759311(フリーダイヤル)
受付時間/営業日の9:00~17:00
ホームページ <http://www.am.mufg.jp/>



インド債券オープン(毎月決算型)

販売用資料

分配金のお知らせ

作成基準日：2015年7月10日

■販売会社（お申込み・投資信託説明書(交付目論見書)のご請求は、以下の販売会社へお申し出ください。）

金融商品取引業者名		登録番号	日本証券業協会	一般社団法人 日本 投資顧問業 協会	一般社団法人 金融先物 取引業協会	一般社団法人 第二種 金融商品 取引業協会
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第2336号	○	○	○	○

※今後、上記の販売会社については変更となる場合があります。

本資料に関してご留意頂きたい事項

本資料は三菱UFJ国際投信が作成した販売用資料です。投資信託の取得のお申込みにあたっては、投資信託説明書(交付目論見書)を販売会社よりお渡しますので必ず内容をご確認の上、ご自身でご判断ください。なお、以下の点にもご留意ください。

○投資信託は預金等や保険契約と異なり、預金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。○銀行等の登録金融機関でご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の補償の対象ではありません。○本資料中の運用実績等に関するグラフ・数値等はいくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。また、税金、手数料等を考慮していませんので、投資者の皆様の実質的な投資成果を示すものではありません。○本資料の内容は作成基準日のものであり、将来予告なく変更されることがあります。また、市況の変動等により、方針通りの運用が行われない場合もあります。○本資料は信頼できると判断した情報等をもとに作成しておりますが、その正確性、完全性等を保証するものではありません。